

## 原稿\_学校教育法の一部改正案について

6月7日、施行日を令和8年4月1日とする学校教育法の一部を改正する法律案が参議院本会議において採決され、全会一致で可決成立した。本改正案はさらなる専修学校における教育の充実を図るため提出されたもの。